

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 名刺だけの専務取締役は兼務役員になれるか

**Q** : 当社の取締役営業部長に専務取締役の名刺を持たせたいのですが、従来通り使用人兼務役員として使用人分の賞与を支給してもよいでしょうか。

**A** : 使用人兼務役員に該当する場合、その者に対する使用人分の賞与は損金となりますし、使用人分の賞与不部分は賞与引当金の繰入れの対象となりますので、使用人兼務役員に該当するかどうかで大きな違いがあります。

使用人兼務役員とは次の要件を満たしている役員をいいます。

- ① 役員のうち、部長、課長など法人の使用人としての職制上の地位についていること。
- ② 常時使用人としての職務に従事していること。
- ③ 社長、専務取締役、常務取締役、監査役その他これらに準ずる役員でないこと。
- ④ 同族会社のいわゆるみなし役員でないこと。

小規模な会社の場合は、対外的な取引上、名刺に専務や常務の肩書きを入れることがよくありますが、税法上もそのような実情を考慮し、定款の規定や総会もしくは取締役会の決議によって専務取締役などの職制上の地位が付与されていないものは使用人兼務役員として認められることになっています。

